

平成 22 年 6 月 10 日現在

研究種目：基盤研究（B）
 研究期間：2006～2009
 課題番号：18330006
 研究課題名（和文） システムとしてのヨーロッパ行政法の形成—基本原理・基本原則の分析
 研究課題名（英文） Development of European Administrative Law as a System

研究代表者
 山本 隆司（YAMAMOTO RYUJI）
 東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
 研究者番号：70210573

研究成果の概要（和文）：これまで国内法として発展してきた行政法が、ヨーロッパ規模で形成されるようになり、また国際化している。こうした状況を整序する理論枠組として、次の2つを提示できる。第1に、憲法諸原理に含まれる古典的要素と機能的要素のバランス。第2に、多元的な法秩序間の調整。研究においては、これまで日本に紹介されたことがほとんどない、北欧の行政法の基本制度も分析した。

研究成果の概要（英文）：The administrative law has been traditionally developed as a national law, but it is now formed Europe-wide as well as internationally. We propose following two theories which can order such a changing situation: 1. Balance between classical and functional elements of constitutional principles; 2. Coordination between plural legal systems. We also analyze the Scandinavian administrative law system that has been scarcely introduced in Japan.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	4,000,000	1,200,000	5,200,000
2007年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
2008年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
2009年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
年度			
総計	14,200,000	4,260,000	18,460,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：行政法・ヨーロッパ行政法・一般法原則

1. 研究開始当初の背景

EU 行政法は従前、ヨーロッパ統合を実効的に推進するための手段ないし「道具」としての性格が強かった。しかし近時は、憲法原理および一般法原則を基礎にした法システムとしての相貌を現しつつある。本研究は、こうしたシステムとしてのヨーロッパ行政

法の形成過程の分析を志向して開始された。

2. 研究の目的

ヨーロッパ行政法の基礎にある法原則・法原理を、実体法、訴訟法、広義の手続法、組織法の各領域について、動態的に(次項参照)分析する。

3. 研究の方法

ヨーロッパ行政法の法原則・法原理は、EUの機関が中央集権的に定めるわけではなく、EU各加盟国が伝統を蓄積し発展させてきた法原理・法原則が参照・選択・再構成されながら形成される。しかも、各加盟国の法伝統が異なる場合、いずれがヨーロッパ全体で説得力をもつかをめぐり競争が行われる。このようにヨーロッパ行政法の形成過程は複雑であるため、①加盟国法とEU法との法的関係および事実上の影響関係、②加盟国法相互間の法的関係および事実上の影響関係を分析の軸にして、どのようにヨーロッパ行政法の法原則・法原理が形成されているかを分析する。

以上の研究方法に加えて、研究期間の途上で、ヨーロッパ行政法が国際行政法の影響を受けることがヨーロッパで注目されるようになり、研究も増え始めたため、行政取極めや国際民間規格なども含めて、国際行政法とヨーロッパ行政法・加盟国行政法との関係も、分析の軸に据えることにした。

4. 研究成果

主要な成果を3点挙げる。

(1) 行政法の基礎を構成する憲法原理である、法治国原理——この原理はさらに主観的側面と客観的側面に分けられる——、民主政原理、権力分立原理のそれぞれが、古典的要素と機能的要素を含むものと定式化したうえで、行政法が主権国家の境界を越えてヨーロッパ化、さらには国際化する場合、古典的要素を維持しつつも、機能的要素をより重視すること、その意味で、古典的要素と機能的要素とのバランスを再考することが、憲法原理を実現するために必要となる、というテーゼを立てた。

このテーゼは、行政法のヨーロッパ化を重要な契機としてドイツ行政法の体系を根本的に変革する書物を翻訳し、解題を加える作業から、着想を得たものである。同書は、ヨーロッパにおいてはフランスおよびスペインでも翻訳されており、同書の翻訳は、行政法のヨーロッパ化の理論面における最前線を紹介する重要な意義をもつ。そして上記のテーゼは、同書の公刊を契機にドイツで編集された論文集の中で、ドイツ語の論文として提示した。今後、行政法のヨーロッパ化のみならず国際化を分析するうえで、ヨーロッパの学界に対しても、重要な分析視角を提供できたものと考えられる。

(2) EC法と加盟国の憲法との階層関係について、次のような分析を行った。フランスでは、1990年代初頭以降の憲法改正により、ヨーロッパ統合に関わる規定が憲法に置か

れるようになると同時に(憲法のヨーロッパ化)、「ヨーロッパ法の憲法化」が進行した。すなわち、2004年以後、憲法院および国務院が、EC指令を国内施行する義務を憲法上の義務と位置づけた結果、この義務に憲法上の限界も課され、間接的ではあるがEC指令の違憲審査の可能性を認めることとなった。かくして、加盟国法に対するEC法の絶対的優越を主張してきたEC判例との間で原理的に厳しい緊張関係が生じている。こうした事情はドイツやイタリアでも同様であるが、フランスは、EC裁判所による保障が行われ得ない、フランス憲法に固有の憲法原理に限り、EC指令の間接的違憲審査の可能性を認めることにより、緊張関係の緩和を図る点に特徴がある。

以上の研究は、行政法の基礎になる各国憲法とヨーロッパ法との間の複雑な相互関係を、フランス、ドイツ、イタリア各法を比較しながら明らかにした基礎研究として意義をもつ。この研究はさらに、資産凍結問題を素材にした、狭義のヨーロッパ法(EC・EU法)と、広義のヨーロッパ法に含まれるヨーロッパ人権条約法、そして国連法の抵触問題に関する研究に発展した。このように、最新の法問題をいち早く的確に分析するとともに、「多元的な法秩序間の調整」という一般的な分析枠組を提示したことは、研究のフロンティアを開拓する意義をもつと考えられる。

(3) 個別の基本原則・基本原則に関しては、例えば以下の研究成果がある。

① デンマークの計画法の構造を分析し、自治体における計画策定権限が議会にあり、議会が住民の議論を喚起する役割を演ずること、国—県—コムーネが段階的に計画を具体化する構造がうまく機能していること、そして、空間利用計画に環境配慮の制度が強く組み込まれていることを、明らかにした。デンマークの計画法は日本ではこれまでほとんど紹介されておらず、比較法のための重要な素材を提供できたものと考えられる。

② フランス行政法における権限濫用の法理を分析し、行政権限の行使に際して目的が複合するケースでは、権限濫用による違法が認められる場合は限定されていることを明らかにした。

③ ドイツにおける行政による情報公表法制を分析し、行政による調査・判断の熟度、情報公表の必要性、情報公表の態様の適切性が、相関的に判断されることを明らかにした。

②③はいずれも、行政過程の複雑化に対応して、行政を統制するための基本法理・基本原則を拡充させる研究であり、現代の法問題を解決する即効的な意義ももつと考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 10 件)

- ① 山本隆司、消費者庁・消費者委員会——消費者安全——消費者情報、ジュリスト、査読無、1399号、2010年、21-34頁
- ② 山本隆司、日本における公私協働の動向と課題、新世代法政策学研究、査読有、2号、2009年、277-304頁
- ③ 伊藤洋一、ヨーロッパ法における多元的法秩序間の調整問題について、新世代法政策学研究、査読有、4号、2009年、93-117頁
- ④ 伊藤洋一、EC法の優越とフランス憲法規範——フランス国内判例の新展開、慶應法学、査読無、12号、2009年、101-170頁
- ⑤ 交告尚史、権限濫用の法理について、東京大学法科大学院ローレビュー、査読有、4号、2009年、162-171頁
- ⑥ 山本隆司、民営化または法人化の功罪(下)、ジュリスト、査読無、1358号、2008年、42-62頁
- ⑦ 山本隆司、事故・インシデント情報の収集・分析・公表に関する行政法上の論点(下)、ジュリスト、査読無、1311号、2006年、168-184頁

[学会発表] (計 3 件)

- ① 斎藤誠、国際ルールの形成と行政法——原子力法を素材として、日独法学シンポジウム、2008年9月19日、京阪奈学園都市
- ② 伊藤洋一、ウェール・プイヨール/兼子仁他訳『フランス行政法——判例行政法のモデル』を読む、フランス行政法研究会、2007年12月22日、明治大学

[図書] (計 12 件)

- ① 山本草二編集代表・斎藤誠ほか著、三省堂、『海上保安法制』、2009年、408-419頁
- ② Trute/ Gross/ Roehl/ Moellers 編・山本隆司ほか著、Mohr、『Allgemeines

Verwaltungsrecht: zur Tragfaehigkeit eines Konzepts』、2008、899-925頁

- ③ 戸波江二ほか編、伊藤洋一ほか著、信山社、『ヨーロッパ人権裁判所の判例』、2008年、286-291頁
- ④ 竹下讓監修、交告尚史ほか著、イマジン出版、『世界の地方自治制度IVデンマーク』、2008年、520頁
- ⑤ Hesse/ Lane/ Nishikawa 編・山本隆司ほか著、Nomos、『The Public Sector in Transition: East Asia and the European Union Compared』、2007、pp.219-232
- ⑥ 城山英明＝西川洋一編・山本隆司ほか著、東京大学出版会、『法の再構築Ⅲ科学技術の発展と法』、2007年、143-167頁
- ⑦ 兼子仁先生古稀記念論文集刊行会編・交告尚史ほか著、勁草書房、『分権時代と自治体法学』、2007年、347-382頁
- ⑧ 塩川伸明＝中谷和弘編・斎藤誠ほか著、東京大学出版会、『法の再構築Ⅱ国際化と法』、2007年、297-322頁
- ⑨ 仲野武志、有斐閣、『公権力の行使概念の研究』、2007年、339頁
- ⑩ シュミット-アスマン著・山本隆司ほか訳および解説、東京大学出版会、『行政法理論の基礎と課題——秩序づけ理念としての行政法総論』、2006年、1-40頁・181-239頁・371-390頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山本 隆司 (YAMAMOTO RYUJI)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：70210573

(2) 研究分担者

伊藤 洋一 (ITO YOICHI)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：50201934

交告 尚史 (KOKETSU HISASHI)
東京大学・大学院公共政策学連携研究部・教授
研究者番号：40178207

齋藤 誠 (SAITO MAKOTO)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：00186959

(3) 連携研究者

仲野 武志 (NAKANO TAKESHI)
東北大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：50292818